

神戸市立鶴越斎場建替事業

要求水準書(素案)

概要版

令和5年10月

神戸市

目次

第1 総則	1
1 本書の位置付け	1
2 本事業の目的	1
3 事業概要	1
4 用法令・基準	2
5 要求水準の変更	2
6 事業期間終了時の要求水準	2
7 費用負担について	2
8 燃料等備蓄、災害時の対応	2
9 地域貢献への取り組み	3
10 本要求水準書に記載のない事項	3
第2 施設の機能及び性能に関する要求水準	4
1 基本要件	4
2 施設計画の基本方針	5
3 事業用地等整備要件	7
4 建築施設整備要件	8
5 施設構成及び諸室要件	10
6 火葬炉設備要件	11
7 建築付帯設備要件	12
8 予約・運営システム整備要件	12
9 動物炉更新及び焼却炉棟改修要件	12
第3 施設整備業務要求水準	14
1 事業者の業務範囲	14
2 事前調査業務	14
3 設計業務	14
4 建設業務	15
5 備品等整備業務	15
6 工事監理業務	15
7 環境保全対策業務	16
8 各種申請等業務	17
9 稼働準備業務	17
10 その他施設整備上必要な業務	17
第4 維持管理業務要求水準	18
1 事業者の業務範囲	18
2 用語の定義	18
3 基本要件	18
4 建築物等保守管理業務	20
5 建築設備保守管理業務	20
6 火葬炉保守管理業務	20
7 植栽・外構等維持管理業務	20
8 清掃業務	20
9 環境衛生管理業務	20
10 備品等管理業務	20
11 警備業務	20
12 残骨灰、集じん灰等の管理及び処理業務	20
13 事業終了時の引継ぎ業務	20
第5 運営業務要求水準	21
1 事業者の業務範囲	21
2 基本要件	21
3 施設の運営概要	22
4 予約受付業務	22
5 利用者受付業務	22
6 告別業務	22
7 収骨業務	22
8 火葬炉運転業務	22
9 待合室関連業務	23
10 公金収納代行業務	23
11 喫茶・軽食及び売店運営業務	23
12 自動販売機等運営業務	23
13 動物炉運転等業務	23
14 その他運営上必要な業務	23

第1 総則

1 本書の位置付け

本書は、神戸市（以下「市」という。）が「神戸市立鶴越斎場建替事業（以下「本事業」という。）」を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するにあたり、本事業に参加しようとする者を対象に公表する「入札説明書」と一体のものであり、本事業の「施設整備業務」「維持管理業務」「運営業務」について、市が事業者に要求するサービス水準を示すとともに、本事業に参加する事業者の提案に具体的な指針を示すものである。

入札参加者は要求水準として具体的な仕様のある内容については、これを遵守して提案を行うこととし、要求水準として具体的な仕様が規定されていない内容については、積極的に創意工夫を發揮した提案を行うものとする。

2 本事業の目的

神戸市立鶴越斎場は、市の火葬の7割を担う主力斎場であるが、昭和49年の開設から50年が経過し老朽化が進行している。また、高齢化の進展により、今後も火葬需要は増加し、火葬能力を超えることが予想される。そこで、今後訪れることが予想される火葬需要のピーク時に安定した運営が実現できるよう、現敷地内で火葬を継続しながら建替（動物管理センターを含む。）を行う。

本事業は、神戸市鶴越斎場建替計画の内容を踏まえて実施するものとし、新たな施設の設計、建設、維持管理、運営について、事業者の創意工夫を活用することにより財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図ることを目的とし実施するものである。

3 事業概要

(1) 事業名

神戸市立鶴越斎場建替事業

(2) 事業内容

本事業は、事業用地内に市の所有となる斎場の整備を行い、施設の維持管理・運営を行うものである。

- ア 施設整備業務
- イ 維持管理業務
- ウ 運営業務

(3) 事業方式

本事業は、PFI法に準じて、本施設の設計、建設、維持管理及び運営を一体的に行うDBO方式（SPC設立任意）により実施する。

(4) 事業スケジュール

（省略）

4 用法令・基準

(省略)

5 要求水準の変更

(省略)

6 事業期間終了時の要求水準

- (1) 事業者は、事業期間終了時において、施設（予約システムを含む。）の全てが本要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で市へ引継ぎできるようにすること。ただし、性能及び機能を確保することができる限り、経年による劣化は許容するものとする。
 - (2) 事業期間終了時の建物（建築、建築付帯設備）については、概ね2年以内の修繕（「建築物修繕措置判定手法（建設大臣官房庁営繕部監修）」の大規模修繕に関する記述に準ずるものとする。）または更新を必要としないと判断できる状態とすること。
 - (3) 本事業期間内においては、建築物の大規模修繕は想定しないものとし、事業期間終了後、市の負担にて行う予定である。なお、市が本施設の大規模修繕の実施を含めてその後の事業実施方法の検討を行うに当たり、事業者は、市が効率的に適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、また、後任の管理者が維持管理・運営業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、業務の引継ぎに当たっての必要な協議・支援等を行うこと。
- 事業期間終了に当たり、事業者は市と協議のうえ日程を定め、事業期間終了時の要求水準について協議を行うとともに、市の立会いのもとに上記の状態についての確認を受けること。

7 費用負担について

(1) 資材及び消耗品等

業務に必要な備品、用品、資材及び消耗品類は、全て事業者の負担とする。

(2) 光熱水費及び通信費

ア 本事業の維持管理・運営業務に要する光熱水費（電気、水道、ガス、液体燃料）及び通信費（会葬者の用途に限ったWi-Fi等）は、市が負担する。支払方法については、市が供給事業者と契約し、市が供給事業者を支払う。

イ なお、通信費のうち、上記ア以外の用途（維持管理・運営業務に要する事業者の用途に限ったWi-Fi等）については、事業者の負担とし、事業者が供給事業者と契約する。本対応に係る費用は、サービス購入料に含まれるものとする。

ウ 喫茶・軽食及び売店運営業務並びに自動販売機等運営業務に要する光熱水費は、事業者の負担とする。なお、使用量については別途子メーターで管理し、毎月市に報告し、市は使用した分の光熱水費を事業者に請求する。

エ 事業者は、毎月の使用量を整理し、「使用量報告書」として市に提出すること。

オ 事業者は、本事業の維持管理・運営業務において、積極的に省エネルギー及び省資源に取り組み、計画に応じた使用量を上回ることをしないよう努めること。

8 燃料等備蓄、災害時の対応

(1) 本市が被災した場合

- ア 大規模災害が発生した場合において、市が必要であると判断したとき（以下「災害発生時」という。）には、事業者は業務実施時間を延長し、24 時間体制で対応できるように、災害等への対応の支援を行うこと。
- イ 施設に損傷等が生じた場合には、事業者が作成した「事業継続計画書」に則り、可能な限り早期に復旧を行うものとし、その状況を市に報告すること。
- ウ 災害発生時にインフラ等が遮断された場合を想定し、通常の火葬件数で3日間の連続火葬（最大 30 基×3 回転/日×3 日間）に対応できるよう、発電設備による電源供給を含め、火葬燃料の備蓄や必要物品等を常備すること。なお、常時備蓄燃料は7日間とし、合計10日分の燃料貯蔵が可能な施設とすること。
- エ 本対応に係る費用は、サービス購入料とは別に市の負担とするが、備蓄等の管理は、事業者の負担とし、サービス購入料に含まれるものとする。
- オ 市の要請があれば、一時的な避難機能として施設を開放すること。本対応に要する費用は、サービス購入料とは別に市が負担する。

(2) 近隣の地方公共団体が被災した場合 (省略)

9 地域貢献への取り組み

(省略)

10 本要求水準書に記載のない事項

(省略)

第2 施設の機能及び性能に関する要求水準

1 基本要件

(1) 施設要件

本事業における施設要件は、以下のとおりとする。

項目		要求水準	
構造		主構造は原則鉄筋コンクリート造、2階建てを基本とする (部分的に提案も可とする)	
建築面積		事業者提案に委ねるものとする	
延べ面積		10,500㎡程度 (建築基準法上の延べ面積)	
火葬炉数		人体炉30基	
待合室		25室程度	
告別・収骨室		15室程度	
駐 車 場	普通車	一般会葬者用	100台以上
		身障者用	10台以上
		予備用	28台以上
		宗教関係者用	20台以上
		火葬場職員用	22台以上
		葬送業者用	7台以上
		メンテナンス業者用	2台以上
		小計	189台以上
	大型車	マイクロバス	10台以上
		大型バス	10台以上
		小計	20台以上
	合計		209台以上

なお、告別・収骨室の数については、各諸室の適切な収容人数等を確保した上で、タイムスケジュール等作成の上、無理のない施設運営や、会葬者のプライバシーに配慮した運営ができる場合は、事業者の提案に委ねるものとする。

(2) 収骨方法

収骨は台車から直接収骨する方式とする。また、本市における葬送行為では、告別行為を行う全ての会葬者が待合室を利用した後、収骨行為まで行うことに留意すること。

なお、火葬及び冷却後、収骨前に喪主及び遺族による焼骨確認を実施すること。

(3) 施設の想定規模

1件当たりの会葬者は35人程度を想定する。

将来の想定火葬件数は、令和22年が年間15,702件でピークとなる。その他については「神戸市鶴越斎場建替計画(令和5年2月)」を参照すること。

(4) 敷地条件

ア 基本事項

項目	内容
所在地	兵庫県神戸市北区山田町下谷上字中一里山
都市計画区域	市街化調整区域
用途地域	指定なし
防火地域	指定なし
その他区域など	景観計画区域 緑地の育成区域

	近郊緑地保全区域 砂防指定地 宅地造成工事規制区域
道路	市道長田箕谷線：幅員 21.7m
敷地面積	93,442 m ²
容積率・建蔽率	100%・60%
道路斜線制限	1:1.5
隣地斜線制限	20m+1:1.25
日影規制	建築物の高さが10m越え：規制対象
都市施設	火葬場

イ 敷地及び事業区域及

資料●「事業区域図」を参照すること。

ウ 敷地の地質及び地盤

資料●「地質調査結果」を参照すること。また本事業において事業者において別途調査が必要と判断する場合は契約後、速やかに自ら地質調査を行うこと。

エ 既存施設の概要
(省略)

(5) インフラ整備状況

本事業の実施に必要なインフラ整備は、事業者にて実施すること。なお、下表事項及び資料●「周辺インフラ整備現況図」を参考とし、事業者の判断と責任において各設備管理者に確認すること。また事業者にて敷設を行った配管等の地中埋設物については、その経路及び深度を示す図面を市へ提出すること。

項目	内容
上水道	市道長田箕谷線 給水本管 300Aから敷地西側より 100Aを敷地内に引込。 敷地西側に量水器(75A)を設置している。
下水道	敷地は下水道処理区域にあり、敷地内は下水管(100, 200, 250)が敷設され、市道長田箕谷線 下水本管(250)へ放流している。
雨水	敷地内に降った雨水は、市道長田箕谷線の側溝及び進入路側溝に集約され、河川へ放流されている。
都市ガス	市道長田箕谷線より敷地南側から低圧 150Aを敷地内に引き込んでいる。
電気	中圧管は市道長田箕谷線に本管(B400)がある。
電話・通信	市道長田箕谷線の関電柱より、敷地内の構内柱1を経由して構内柱2まで架空にて高圧ケーブルを引込み、以降はハンドホール及び埋設配管にて業務棟電気室まで引き込んでいる。

2 施設計画の基本方針

(1) ひとにやさしく、葬送の場にふさわしい施設づくり

① 全てのひとが快適に利用できるユニバーサルデザインの導入

- ・高齢者や車いす利用者などあらゆる方が利用される施設であるため移動などの負担を軽減するなど機能の向上を図る。
- ・「くらしの質」を担う重要な都市施設として、身体能力の違いや国籍を問わず、全てのひとが快適に利用できるホスピタリティ（思いやりのあるおもてなし）を確保する。

② 緑豊かな敷地特性を活かした計画

- ・周辺の景観を活かしつつ、既存樹木も活用し、敷地内の緑化を図る。
- ・敷地への進入、建物へのアプローチなど会葬のシーンに沿った景観計画を行う。

(2) 環境性能に優れた施設づくり

① 高い環境性能を確保した建物づくり

- ・自然採光や通風など自然エネルギーを活用するとともに、太陽光発電などのエネルギー創出や兵庫県産の木質材料の採用などを積極的に取り組んだ建物計画とする。
- ・断熱性能を高め、空調負荷を低減するなど、建物の省エネルギー化を図る。

② 環境性能に優れた設備の導入

- ・最新仕様の火葬炉設備を導入し、適正なメンテナンスにより排ガスや二酸化炭素削減につながる運転・制御を図る。
- ・省エネルギー仕様の設備機器を選定するとともに、設備の保守管理作業と将来の設備更新工事の容易性に配慮する。

(3) 災害に強く、ライフサイクルコストを抑えた施設づくり

① 震災の経験を活かした災害に強い施設整備

- ・耐震性能に優れた中圧管の導入、予備燃料の備蓄、十分な容量の自家発電設備の設置、災害用受水槽の設置など、火葬を継続できる設備能力を確保する。
- ・想定外の災害にも強い施設を目指すため、定期的なマニュアルの見直しや災害訓練など危機管理体制を常に見直す。

② 長寿命化への取り組み

- ・民間事業者のノウハウを活用して、サービスの向上、コストの縮減、長寿命化に向けた、施設整備と管理運営体制を整備する。
- ・適切な設備更新及びメンテナンスなどの維持管理計画により、機器の長寿命化を図る。

3 事業用地等整備要件

(1) 敷地造成
(省略)

(2) 配置計画
(省略)

(3) 駐車場計画

ア 会葬者用として 100 台以上、車いす使用者用駐車スペース 10 台以上、宗教関係者用 20 台以上、従業員用 22 台以上、予備スペース 22 台以上を整備すること。また、マイクロバスについては 10 台以上、大型バス 10 台以上を整備すること。なお、その他車両は事業者の提案に委ねるものとする。

イ 歩行者と車両の動線分離を原則とする。

ウ 会葬者、霊柩車、業者及び職員の車両の動線が交錯しないよう、単純でわかりやすく安全性の高い計画とすること。また、車両動線は安全性の視点から余裕をもった視距や回転半径の確保に留意すること。(仮設運用時を含む)

エ 高齢者や障がい者等の利用にも配慮したわかりやすい誘導表示を設置すること。

オ アプローチや駐車場等は、特にユニバーサルデザインを意識し、「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づいた計画とし、1 台当たりの駐車スペース、車両等誘導表示、車道及び歩道の動線は利用しやすいよう工夫すること。

カ 火葬場職員及び葬送業者等の駐車場は、会葬者用とは別に設け、可能な限り会葬者と動線を分離すること。

キ 駐車場には植栽帯等を効果的に配置し、駐車場エリアと本施設の視覚的な分離を図ること。

ク 仮設運用時においては火葬業務に支障のない程度の会葬者用駐車場を確保すること。

ケ 仮設運用時には施設利用者の誤進入等が生じないようにわかりやすい誘導表示・誘導機器を設置すること

(4) 外構計画
(省略)

4 建築施設整備要件

(1) 施設計画の基本的な考え方

ア 施設特性を踏まえた計画

斎場という施設特性を十分に理解するとともに、会葬者の心情に配慮した斎場としてふさわしい施設とすること。

イ ユニバーサルデザイン対応

施設の設計においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」及び「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した工夫をすること。

ウ 周辺環境への配慮

公害防止法に関する法令の基準を遵守することはもとより、施設が周辺環境に与える影響を軽減し、地域環境の保全に努めること。

エ 省エネルギーの推進

「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」を踏まえ、自然光や自然換気を取り入れた施設計画のほか、自然エネルギーの活用や省エネルギー機器の導入、雨水の再利用等、建物のライフサイクル全体でのコスト低減に努めること。

オ 災害時に対応可能な施設

地震等の災害時においても、利用者の安全と機能の維持を確保できる施設とすること。

カ 施設の長寿命化への配慮

本施設の長寿命化を図るため、メンテナンスがしやすい計画とすること。また、個々の部位、部材、設備、部品等については、事業者は少なくとも事業期間において十分な機能を確保できるよう、施設の各部について合理的な長期修繕計画を立て、それに基づく材料の選択をし、事業期間にわたる施設保全を考慮した施設の設計を行うこと。

キ 標準仕様

設計及び施工においては、原則として本要求水準書「第1の4(2)設計基準、仕様書等」によることとし、公共施設の標準的水準以上を確保すること。

(2) 構造計画

ア 施設の構造については、本要求水準書「第1の4(2)設計基準、仕様書等」に示す官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説に基づき、次のとおりとする。

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	Ⅱ類
建築非構造部材	A類
建築設備	甲類

イ 施設の耐用年数は65年程度とする。事業者は十分な機能を確保できるよう、施設の各部について合理的な長期修繕計画を立案し、それに基づく材料を選定し、施設保全を考慮した施設の設計を行うこと。

(3) 建築意匠計画

ア 建築意匠の計画に当たっては、歴史的風土や周辺環境との調和に十分配慮し、最期の場として相応しいものとする。

イ 内外装に使用する材料は、ホルムアルデヒド等の有害物質が発生するおそれのあるものを避け、断熱方法・工法にも十分配慮しながら、建物の耐久性を高めること。

- ウ 仕上げの選定に当たっては、本要求水準書「第1の5(2)設計基準、仕様書等」に示す建築設計基準及び同解説に記載される項目の範囲と同等以上にあることを原則とすること。
- エ エントランス、告別・収骨室、トイレ等多数の利用者が利用する場所の仕上げには、葬送の場にふさわしい材料を使用すること。また、床は滑りにくい仕上げとすること。
- オ 会葬者の目に触れることとなる設備は、機能性だけでなく、意匠性にも配慮すること。
- カ 施設案内板や室名札等のサインは、各室の使用目的や使用条件を考慮し、それぞれの空間構成にふさわしい文字の大きさ、書体、色彩を考えたわかりやすい計画とすること。また、多様な利用者を想定し、多言語対応とすること。

(4) 仮設計画

- ア 施設整備に伴い、仮設管理棟の設置を行なう場合には以下に留意して計画を行うこと。
 - a 既設業務棟との連携を考慮した配置とし、会葬者用駐車スペースを確保した規模・階数とする。
 - b 仮設設置から仮設建物及び既設業務棟の解体撤去までのローリング計画に支障がないよう敷地内の計画を行う。
 - c 会葬者へ供用する新斎場建設期間が長期となることが想定されるため、施設内容は既設管理棟と同等の施設とすること。
 - d 待合室数は既設業務棟の稼働率を勘案し、運営に支障のない室数とサイズを検討する。
 - e 待合室の形態は洋室とし、車いすでの利用も考慮する。また部屋のサイズは現況同等とする。
 - f 複層階とする場合は車いす対応エレベータを設置する。
- イ 仮設導入時の必要機能は以下に示すものとする。

【表 仮設建物に必要な施設】

部門	機能 (エリア、用途)	内容
管理部門	管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 斎場利用者の申込み予約受付、火葬証明書発行などの事務手続きに加えて、施設管理などの機能を担う。 ・ 主な必要諸室は、事務室、応接室、書類庫、更衣・休憩室など。
	清掃業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 待合室の清掃をはじめ、施設内の日常清掃を担う。 ・ 主な必要諸室は、清掃員控室、清掃用具及びごみ保管庫など
	建築設備諸室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に空調設備と電気設備に係る諸室
	その他諸室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談スペースなど。
	エレベータ、階段、通路便所など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各階に用途に応じて適宜設置
待合部門	会葬者用諸室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な必要諸室は、待合室、ロビーなど
	葬祭業者用諸室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な必要諸室は、控え室やロッカースペースなど
	売店、喫茶・軽食提供業務 自販機コーナー コインロッカー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会葬者に物品販売や飲料、飲食を提供するなどの利便機能。 ・ 主な必要諸室は、売店、喫茶・軽食、厨房、倉庫、飲食スペース（これらの機能がない場合は自販機コーナー）など
屋外施設	渡り廊下	既設業務棟から会葬者の移動に配慮した計画とする。

5 施設構成及び諸室要件

(1) 施設構成

本事業で整備する火葬場施設の諸室は、次のとおりとする。

次に示す他、必要な施設及び施設の詳細については事業者の提案に委ねるものとする。

区分	諸室
火葬部門	エントランスホール、告別・収骨室、炉前ホール、炉室、炉機械室、制御室、休憩室、残灰・残灰処理室、事務室、霊安室、トイレ、更衣室、葬送業者控室、設備関係室、その他（通路、階段、倉庫、台車庫、車寄せ等）
待合部門	待合ホール、共同待合スペース、待合個室、トイレ、湯沸室、喫茶、売店、授乳室、キッズスペース、その他（通路、階段、倉庫等）
管理部門	事務室、会議室、更衣・休憩室、清掃員控室倉庫、トイレ、機械室、電気室

(2) 基本的な考え方

ア 動線計画に当たっては、霊柩車到着、告別、納棺、待合、開扉、収骨、退場と連続する葬送行為の流れを考慮し、会葬のスムーズな進行を確保するとともに、遺族や会葬者のプライバシーに配慮した計画とすること。

イ 平面構成は、高齢者や障がい者をはじめ、すべての利用者が安心して利用できるものとし、わかりやすい案内表示による会葬者等の誘導を図ること。

ウ 高齢者や障がい者等に配慮した階段及び昇降機設備を適切に設置すること。

エ 維持管理に留意し、清掃や管理を行いやすい施設となるよう配慮すること。

オ エントランス到着から告別、待合、収骨に移動する会葬者等同士及び作業員等との動線の交錯がなく、管理運営上も効率的な動線となるよう配慮するとともに、会葬者等にとってわかりやすく明快な動線計画、意匠計画とすること。

カ 夜間の職員の配置は想定していないが、緊急時等に市との連絡体制やセキュリティを構築すること。

キ 諸室等は、平面的だけでなく、配管、配線、ダクト類のスペース及び機器類の交換・保守点検に必要な空間を含め、各施設の立体的な空間の繋がりにも配慮して計画すること。

ク 建築施設の配置計画、意匠計画、設備計画等は、施設の用途及び目的を考慮し、省エネルギー及び省資源対策に十分配慮するとともに、ライフサイクルコスト低減を考慮した耐久性の高い施設とすること。

ケ 施設の稼働期間を考慮し、長期にわたり配管等の修繕を行いやすい構造とすること。

コ 機能的、構造的に災害に強い施設とすること。

サ 搬入車の経路、バックヤードは会葬者から見えないよう配慮すること。

シ Wi-Fi等の通信環境を整えること（フリーWi-Fiの設置）。

(3) 火葬部門

（省略）

(4) 待合部門

（省略）

(5) 管理部門

（省略）

6 火葬炉設備要件

(1) 全体要件

ア 火葬炉設備概要

(ア) 設置基数

- a 火葬炉：人体炉 30 基

(イ) 設計上の留意すべき事項

(省略)

イ 火葬炉設備主要項目

(ア) 火葬重量

火葬炉の火葬重量は次のとおりとする。

区分	遺体重量等	柩重量	副葬品
火葬炉（大型炉）	110kg 程度	25kg 程度	5 kg 程度

(イ) 最大柩寸法

火葬炉の最大柩寸法は次のとおりとする。

区分	長さ	幅	高さ
火葬炉（大型炉）	2,300mm 程度	750mm 程度	650mm 程度

(ウ) 火葬炉主要機能

a 火葬時間

(a) 主燃バーナ着火から消火までの時間は通常 60 分とすること（ただし遺体重量 80kg 以上はその限りでない）。

(b) 冷却時間（炉内冷却＋前室冷却）は、冷却を開始してから平均 15 分で収骨可能な温度になるものとする。

b 火葬回数は最大 3 回／炉・日とする。

c 使用燃料はガスとする。

d 主要設備方式

(a) 炉床方式：台車式

(b) 排ガス冷却方式：ダイオキシン類等の発生を防ぎ、均一、急速に降温できる方式とする。

(c) 排気方式

① 強制排気方式で 1 炉 1 排気系統又は 2 炉 1 排気系統とする。

② 異なる排気系統との接続は行わない。ただし、緊急時の接続については、安全性、耐久性等の基本的な性能確保を前提に、他事例での実績、接続できる利点と費用対効果等を提示の上、事業者委ねる。

e 燃焼監視・制御

(a) 各火葬炉の燃焼・冷却・排ガス状況等、運転に係る各機器の制御、運転状況等の監視及び記録等については、コンピューター等一括して行うものとする。また、記録したデータを市へ提出できるよう、必要に応じて出力が可能であること。

f 安全対策

(省略)

g 異常・非常時の運転
(省略)

h その他条件
(省略)

ウ 材料及び機器の選定
(省略)

エ 保証事項
(省略)

(2) 機械設備
(省略)

(3) 電気・計装設備
(省略)

7 建築付帯設備要件
(省略)

8 予約・運営システム整備要件

(1) 概要

施設の予約受付と本施設内における運営を支援するシステムを構築し、運営する。

システムの構築にあたっては既存の斎場予約システムとの整合を図りつつ、効率的な運営を図る。既存の斎場予約システムは、本施設の他、市内3斎場について、インターネットのネットワークを利用して、24時間365日、予約や空き情報の表示が可能となるよう、予約システムを整備している。新斎場の予約システムは既存斎場の予約システムとの整合を図るとともに、葬祭業者等の利便性にも配慮された予約システムを構築する。

(以下省略)

9 動物炉更新及び焼却炉棟改修要件

(1) 動物炉更新要件

動物炉の更新にあたっては、以下に記載の部分を除き「6 火葬炉設備要件」を準用する。

ア 動物炉設備概要

(ア) 設置基数

a 火葬炉：動物炉2基

(イ) 設計上の留意すべき事項

(省略)

イ 動物炉設備主要項目

(ア) 火葬重量

動物炉の火葬重量は次のとおりとする。

区分	死体重量等
火葬炉（大型炉）	110kg 程度

(イ) 最大焼却寸法

動物炉の最大焼却寸法は次のとおりとする。

区分	長さ	幅	高さ
火葬炉（大型炉）	2,300mm 程度	750mm 程度	650mm 程度

(ウ) 動物炉主要機能

a 火葬時間

(a) 主燃バーナ着火から消火までの時間は通常 90 分とすること（ただし死体重量 80kg 以上はその限りでない）。

冷却時間（炉内冷却+前室冷却）は、冷却を開始してから平均 15 分で灰出しが可能な温度になるものとする。

b 火葬回数は最大 2 回/炉・日とする。

c 使用燃料はガスとする。

d 主要設備方式

(a) 炉床方式：台車式

(b) 排ガス冷却方式：ダイオキシン類等の発生を防ぎ、均一、急速に降温できる方式とする。

(c) 排気方式

① 強制排気方式で 2 炉 1 排気系統とする。

(2) 焼却炉棟改修

ア 基本要件

(ア) 全般

a 改修対象範囲については、「別紙● 動物管理センター焼却炉棟改修想定範囲図」を参照のこと。

b 改修設計及び改修施工においては、原則として本要求水準書「第 1 の 4 (2) 設計基準、仕様書等」によることとし、公共施設の標準的水準以上を確保すること。

イ その他

(ア) 施設劣化調査

a 改修設計に先立ち、対象範囲を含めた劣化調査を行い、市と協議の上、改修範囲を決定すること。

(イ) アスベスト対策

a 施設改修にあたっては、撤去等の対象範囲に関し、改修設計時にアスベスト調査を実施すること。※内部天井岩綿吹付については H17 年度に調査を実施。

第3 施設整備業務要求水準

1 事業者の業務範囲

- (1) 事前調査業務 ※
 - (2) 設計業務
 - (3) 建設業務
 - (4) 備品等整備業務
 - (5) 工事監理業務
 - (6) 環境保全対策業務
 - (7) 各種申請等業務
 - (8) 稼働準備業務
 - (9) その他施設整備上必要な業務
- ※ 事業者は必要に応じて測量、地質調査等を行うこと。

2 事前調査業務

(省略)

3 設計業務

(1) 業務の対象

事業者は、本要求水準書、事業者提案等に基づき、施設を整備するために必要な基本設計と実施設計を行う。建築確認申請等設計に伴い必要な法的手続き等は、事業者の責任により実施する。開発行為に関しては、関係機関と協議・確認の上、提案すること。各種申請料は事業者の負担とする。なお、地質調査は、市において実施しており、事業者の責任において当該調査報告書の内容を必要に応じて解釈するとともに、利用すること。また、事業者が必要とする場合に自ら地質調査を行うこと。

(2) 業務期間

(省略)

(3) 設計計画書の提出

(省略)

(4) 設計内容の協議等

(省略)

(5) 進捗状況の管理

(省略)

(6) 設計の変更について

(省略)

(7) 業務の報告及び設計図書等の提出

(省略)

- (8) 留意事項
(省略)

4 建設業務

- (1) 業務の対象

各種関連法令等を遵守し、本要求水準書、事業契約書、設計図書、事業者提案等に基づき、施設の建設工事及び関連業務を行う。

- (2) 業務期間
(省略)

- (3) 基本要件

ア 騒音、振動、悪臭、水質、粉じん発生、交通渋滞その他建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。事業者は市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。

イ 工事は原則として日曜日及び祝日、年末年始は行わないこと。(土曜日の工事は可能)

ウ 工事期間中は周辺環境に支障をきたさないよう十分配慮し、影響が予測される場合には直ちに市と協議すること。

エ 原則として建設期間中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとする。

オ 建設期間中は工事進捗状況等が確認できるよう、周辺地域住民等に広報業務を行うこと。

カ 建設期間中の作業員駐車場は事業者が用意し、近隣に迷惑をかける行為は慎むこと。建設期間中、作業員は安全運転に努めること。

- (4) 着工前の業務
(省略)

- (5) 建設期間中の業務
(省略)

- (6) 完成後の業務
(省略)

- (7) 各種申請及び資格者の配置
(省略)

5 備品等整備業務 (省略)

6 工事監理業務 (省略)

7 環境保全対策業務

(1) 基本要件

事業者は、基本計画を参考として、自主的に環境への影響を把握・検討し、各種必要とされる環境基準を遵守すること。

(2) 公害防止に係る基準

施設整備においては、次の公害防止に係る基準を遵守すること。なお、これらの基準が運営期間にわたって守られるよう、施設整備段階で十分な性能確認を行うとともに、運用期間においても定期的（夏季・冬季/年）かつ、炉の半数を隔年のローテーションで検査を行うこと。特に、火葬炉整備に当たっては、これらの基準に十分配慮した施設選定や運用方法の検討を行った整備計画とすること。

ア 排ガスに係る基準

排ガスに係る基準値については、次の基準値以下とする。

<1 排気筒出口における基準値>

規制物質	基準値
ダイオキシン類濃度	0.1ng-TEQ/m ³ N 以下
ばいじん	0.01g/m ³ N 以下
硫黄酸化物	30ppm 以下
窒素酸化物	250ppm 以下
塩化水素	50ppm 以下
一酸化炭素	30ppm 以下

※ 基準値は酸素濃度 12%換算値（1行程の平均値）とする。

イ 悪臭に係る基準

(ア) 臭気物質については、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」及び関係法令に基づき、次の基準値以下とする。

特定悪臭物質の種類	規制基準 (大気中における含有率)
アンモニア	1 ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002ppm 以下
硫化水素	0.02ppm 以下
硫化メチル	0.01 ppm 以下
二硫化メチル	0.009 ppm 以下
トリメチルアミン	0.005 ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05 ppm 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm 以下
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm 以下
イソブタノール	0.9 ppm 以下
酢酸エチル	3 ppm 以下
メチルイソブチルケトン	1 ppm 以下
トルエン	10 ppm 以下

スチレン	0.4 ppm 以下
キシレン	1 ppm 以下
プロピオン酸	0.03 ppm 以下
ノルマル酪酸	0.001 ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm 以下
イソ吉草酸	0.001 ppm 以下

(イ) 臭気濃度については、次の基準値以下とする。

項目	基準値
排気筒出口	500 以下
敷地境界	10 以下

ウ 騒音・振動に係る基準

(ア) 敷地境界の騒音・振動については、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」及び関係法令に基づき、次の基準値以下とする。

<騒音規制基準>

測定箇所		基準値
作業室	1 炉稼動時	70db 以下
	全炉稼動時	80db 以下
告別室	全炉稼動時	60db 以下
敷地境界 (全炉稼動時)		50db 以下

<振動規制基準>

測定箇所	基準値
敷地境界 (全炉稼動時)	60db 以下

エ 排出灰に係る基準 (残骨灰・飛灰)

排出灰については、次の基準値以下とする。

<排出灰基準>

規制物質	基準値
ダイオキシン類濃度	3ng-TEQ/g

オ 留意事項

特に指定していないものについては、関係法令等により確認すること。排ガス及び悪臭に関し、基準として明記されていない種類の物質に対しても、周辺環境に悪影響を与えることのないよう配慮すること。

8 各種申請等業務

(省略)

9 稼働準備業務

(省略)

10 その他施設整備上必要な業務

(省略)

第4 維持管理業務要求水準

1 事業者の業務範囲

- (1) 建築物保守管理業務
- (2) 建築設備保守管理業務
- (3) 火葬炉保守管理業務
- (4) 植栽・外構等維持管理業務
- (5) 清掃業務
- (6) 環境衛生管理業務
- (7) 備品等管理業務
- (8) 警備業務
- (9) 残骨灰、集じん灰等の管理及び処理業務
- (10) 事業終了時の引継ぎ業務

2 用語の定義

(省略)

3 基本要件

本要求水準書、事業契約書及び事業者提案に基づき、公共サービスの提供その他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう施設の維持管理を行い、適切な状態を保持すること。

(1) 維持管理業務における基本的な考え方

- ア 大規模修繕が発生しないよう予防保全を行うことを基本とする。なお、事業者の責において、事業期間内に大規模修繕が必要な事象が発生した場合には事業者の負担とする。
- イ 施設（外構、付帯施設を含む。）が有する所定の性能を保つ。
- ウ 創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的な業務の実施に努める。
- エ 施設の環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、職員や利用者などの健康を確保するよう努める。
- オ 経年劣化等による危険・障害の未然防止に努める。
- カ 環境負荷を低減し、省資源・省エネルギーに努めるとともに、環境汚染等の発生防止に努める。
- キ ライフサイクルコストの削減に努める。

(2) 仕様

(省略)

(3) 施設及び設備・備品等の不具合及び故障への対応

(省略)

(4) 修繕・更新について

(省略)

(5) 実施体制

事業者は、「総括責任者」、維持管理業務及び運營業務の各業務の管理等を行う「業務責任者」及びその他の維持管理・運營業務に従事する「業務従事者」をそれぞれ選任し、業務実施体制を整えること。

また、「業務従事者」の氏名、有する資格等を記載した「従事職員名簿」を作成し、供用開始予定日の1か月前までに市に提出すること。なお、各責任者等を変更した場合も「従事職員名簿」を変更し、市の確認を受けること。

(6) 維持管理計画及び報告

ア 提出書類

(ア) 以下に示す各種計画書・報告書・台帳等を作成し、市に提出すること。

内容	提出	備考
従事職員名簿	供用開始予定日の1か月前まで	・運營業務分とまとめて提出
長期維持管理計画書	供用開始前	
長期修繕計画書	供用開始前	
施設管理台帳、什器・備品台帳	供用開始前	・修繕等にあわせて適宜更新。市のもとめに応じて提出。
年度維持管理計画書	毎年度業務開始前	・第1回目は引渡日の2か月前に提出
維持管理業務報告書（年間）	毎翌年度の4月末まで	
維持管理業務報告書（四半期）	当該四半期の翌月末まで	・四半期のとりまとめ ・セルフモニタリング結果報告
維持管理業務報告書（月報）	翌月の10日まで	・次項（イ）の実施、点検・整備結果、事故等の概要を報告 ・セルフモニタリング結果報告
業務日誌（日報）	市の求めに応じて提出	・事業期間中保管

(イ) 設備の運転・点検整備等の記録として、次のものを作成し提出すること。

記録	提出	内容
運転日誌	市の求めに応じて提出	各種設備の運転日誌 火葬炉設備については、燃焼監視記録、火葬炉設備に係る備品・消耗品の管理記録、性別、年齢別火葬件数等を含む。
日常点検記録		各種設備（予約システムを含む。）点検表（法定点検を含む。）
定期点検記録		火葬炉設備については、燃料供給設備、動力設備、燃焼設備、駆動設備、炉体、排ガス処理設備、電気計装設備、運転支援システム、付帯設備を含む。
整備記録		定期点検整備記録、故障・補修記録
事故等報告書	事故発生後速やかに	事故等の記録

(ウ) 運転日誌及び点検記録（日常、定期）、整備記録及び事故等報告書は、事業期間中保管すること。

イ 長期修繕計画書
（省略）

ウ 「施設管理台帳」及び「什器・備品台帳」
(省略)

(7) モニタリングの実施
(省略)

(8) 保険
(省略)

(9) 事業期間終了時の対応
(省略)

4 建築物等保守管理業務
(省略)

5 建築設備保守管理業務
(省略)

6 火葬炉保守管理業務
(省略)

7 植栽・外構等維持管理業務
(省略)

8 清掃業務
(省略)

9 環境衛生管理業務
(省略)

10 備品等管理業務
(省略)

11 警備業務
(省略)

12 残骨灰、集じん灰等の管理及び処理業務
(省略)

13 事業終了時の引継ぎ業務
(省略)

第5 運營業務要求水準

1 事業者の業務範囲

- (1) 予約受付業務
- (2) 利用者受付業務
- (3) 告別業務
- (4) 収骨業務
- (5) 火葬炉運転業務
- (6) 待合室関連業務
- (7) 公金収納代行業務
- (8) 喫茶・軽食及び売店運營業務
- (9) 自動販売機等運營業務
- (10) 動物炉運転等業務
- (11) その他運営上必要な業務

2 基本要件

- (1) 実施体制
(省略)

- (2) 運営計画及び報告

ア 下表の各種計画書・報告書を作成し、市に提出すること。

イ 月報には、墓地、埋葬等に関する法律に規定される火葬状況の報告を含むこと。

内容	提出	備考
従事職員名簿	供用開始予定日の1か月前まで	維持管理業務分とまとめて提出
長期運営計画書	供用開始前	
事業継続計画書	供用開始前	内容について市と協議すること
年度運営計画書	毎年度業務開始前	第1回目は引渡日の2か月前に提出
運營業務報告書(年間)	毎翌年度の4月末まで	
運營業務報告書(四半期)	当該四半期の翌月末まで	四半期のとりまとめ セルフモニタリング結果報告
運營業務報告書(月報)	翌月の10日まで	火葬状況報告書 トラブル等があった場合はその内容、対応 セルフモニタリング結果報告(火葬件数、 使用燃料、1件当たり平均使用燃料等を 記載)
業務日誌(日報)	市の求めに応じて	事業期間中保管

- (3) モニタリングの実施
(省略)

- (4) 運営会議等
(省略)

- (5) 個人情報の保護及び秘密の保持
(省略)

(6) 保険
(省略)

(7) 事業期間終了時の引継ぎ業務
(省略)

3 施設の運営概要

(1) 開館時間及び休場日

斎場の開館時間及び休場日は以下とする。なお、施設管理に伴い臨時休場日等を設定する場合は、事前に市と調整を行うこと。

また、将来の火葬需要によっては休場日を変更するなど対応の検討を行うこと。

開館時間	休場日
8時45分から17時00分まで	1月1日、1月2日及び第1日曜日

(2) 使用料

神戸市立斎場条例により定める。

(3) 火葬件数

最大71.8件／日で火葬することを想定している。

事業者は、最大火葬件数に対応できるよう待合室の利用も踏まえた火葬のタイムスケジュールを設定するとともに、火葬件数に応じ必要な職員を配置し、適切に業務を実施すること。

また、その他、死産児、病院検体遺体、胞衣及び身体の一部の火葬についても適切に実施すること。

4 予約受付業務

(省略)

5 利用者受付業務

(省略)

6 告別業務

(省略)

7 収骨業務

(省略)

8 火葬炉運転業務

(省略)

9 待合室関連業務

(省略)

10 公金収納代行業務

(省略)

11 喫茶・軽食及び売店運営業務

- (1) 喫茶・軽食及び売店を設置すること。喫茶・軽食及び売店のサービス内容については、自主事業とし市の承諾を得た上で実施することとするが、会葬者等のニーズを考慮し、事業者が提案すること。
- (2) 事業者は、光熱水費を含む全ての費用を負担し、運営すること。
- (3) 事業者は、料金を設定し、当該事業より得られる収益を原則として自らの収益とすることができる。なお、運営業務と本自主事業は経理を区分し、自主事業についても四半期ごとに報告するものとする。同一の従業員が運営業務と自主事業の両方に携わる場合は、従事する時間等で按分し、人件費をそれぞれ区別して計上すること。
- (4) 自主事業に必要な施設については、市の承諾を得た上で実施する。また、光熱水費は事業者の負担とし、毎月使用料金を市へ報告し、6か月ごとに費用を納付すること。
- (5) 神戸市公有財産規則に基づく目的外使用許可を得ることとし、市に対して使用前までに1年分の当該使用料を支払うこと。
- (6) これに加え、その収益の●%を市に納付する。納付される収益の割合は、事業者が提案すること。
- (7) 事業期間が終了したときは、事業者は原則として内装・設備等を撤去し、原状回復すること。ただし、市と事業者の協議により、売店等（内装等含む）を撤去せず、市に無償譲渡することを認める場合がある。

12 自動販売機等運営業務

(省略)

13 動物炉運転等業務

(省略)

14 その他運営上必要な業務

(省略)